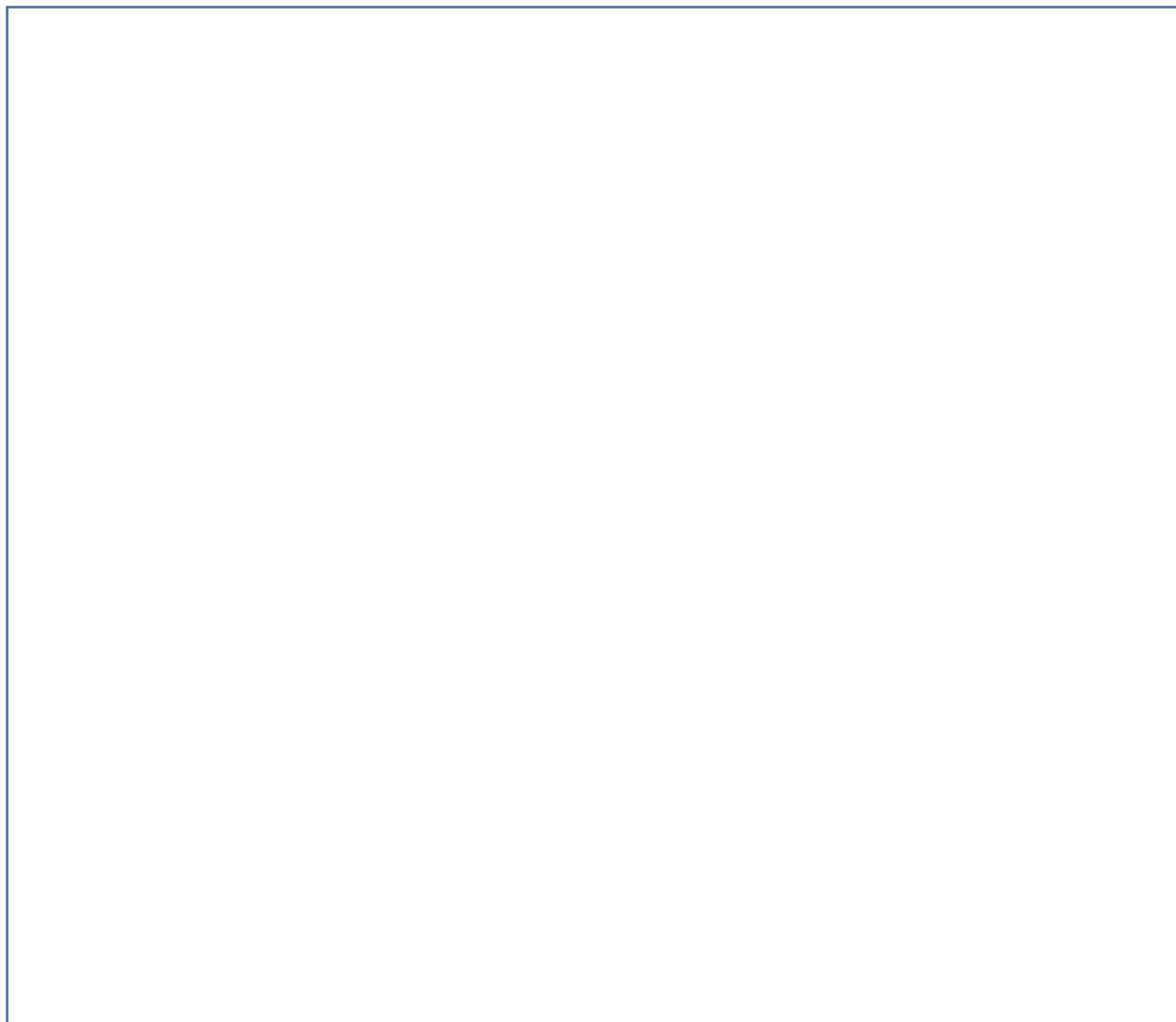


第2次瑞穂市総合計画 (基本構想検討案)

第2次総合計画策定にあたり

～選ばれるまち瑞穂をめざして～



平成28年3月

瑞穂市長 棚橋 敏明

<目 次>

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景・目的.....	2
2 計画の構成と期間.....	3
第2章 計画策定の背景.....	4
1 時代潮流.....	4
2 瑞穂市の特性と課題.....	8
3 市民意向.....	9
第3章 まちづくりの課題.....	13

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像.....	17
第2章 めざすまちづくりの方向性.....	18
1 基本指標.....	18
2 将来都市構造.....	20
第3章 まちづくりの基本目標.....	22
第4章 基本構想の推進に向けて.....	26

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

総合計画の策定は、「瑞穂市総合計画策定条例」に則り、瑞穂市の基本的な指針となる最上位の計画であり、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な市政を運営するため、策定しなければならないものとしています。

総合計画は福祉、教育、環境、まちづくりなど各分野で実施する個別計画との整合性等を考慮し、個別施策に方向性を与えて、市として実施する施策に矛盾がないように一体性を確保しながら、市民、企業や各種団体、国、県など、市に関わるすべての人々が、共に理解し協力して取り組んでいくためのまちづくりの目標を定めるとともに、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針となるものです。

本市では、平成18（2006）年度を初年度とし平成27（2015）年度を目標年次とする「第1次総合計画」において、「市民参加・協働のまちづくり」を将来像に掲げ、その実現に向けて「瑞穂市まちづくり基本条例」を平成24（2012）年度から施行し、市民参画と市民協働によるまちづくりの推進を進めてきました。

この間、我が国の社会経済状況は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、東日本大震災や自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まり、自然エネルギー・省エネルギーなど生活環境に対する市民意識は、大きな高まりを見せています。

また、地方分権が進み、多様化する価値感から地域の課題を解消するため地域活動への期待が高まり、瑞穂市を取り巻く状況も大きく変化しており、こうした変化に柔軟に対応したバランスのとれた行政運営が必要となっています。

このような現状を踏まえ、本市の地域特性や資源を最大限に活かしながら、次代を担う市民の参画を更に進め、行政と協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探り、引き続き住みよいまちづくりを進めることを目的とし「瑞穂市第2次総合計画」を策定しました。

この計画を市民と議会と行政が共有し、共に実行することで具体的かつ実効性ある計画とし、本市がめざすべきまちの将来像を実現します。

策定に際しては、次の5つの視点で策定しました。

- ① 市民に分かりやすい計画
- ② 現状を把握した上での計画
- ③ 市民、議会、市の協働による計画
- ④ 市の特性・強みを生かした計画
- ⑤ 実効性のある総合計画

2 計画の構成と期間

第2次総合計画は、その期間を10年間とし、平成37（2025）年度をめざすまちの将来像の目標年次とします。瑞穂市のまちづくりの目標や快適な市民生活を実現するための施策を明らかにするもので「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されます。

（1）基本構想

瑞穂市がめざす将来都市像・理念・使命など、まちづくりのビジョンを明確化、政策の基本目標（政策テーマ）を定め、その実現に向けた市政運営の指針を示すものです。計画期間は平成28（2016）年度から平成37（2025）年度の10年間とします。

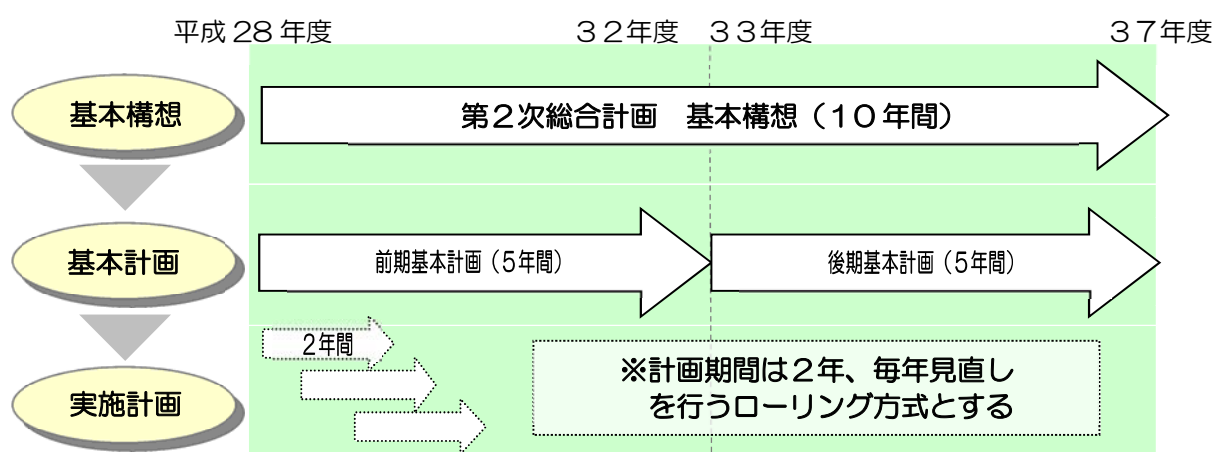
（2）基本計画

基本構想に定めた将来都市像の実現、基本構想に基づく施策を戦略的に推進するため、主要な施策・事業を体系的に掲げ、平成28（2016）年度を初年度とし、前期期間を5年間とし、基本構想の中間年次で見直すものとします。

（3）実施計画

基本計画を実行するためのもので、財政的な裏付けを持たせた具体的な事業内容を示します。計画期間は2年間とし、事業内容については毎年度見直すものとします。

この実施計画の対象事業は、本市が直接事業主体となる事業のほか、国・県及び民間が事業主体となる事業も含めるものとします。



第2章 計画策定の背景

1 時代潮流

本市の総合計画を策定するにあたり、近年本市を取り巻く社会経済環境はさまざまな面で大きく変化しています。本計画策定において留意すべき、時代の潮流と課題を整理します。

(1) 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

わが国の総人口は、平成16（2004）年の約1億3千万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、平成35（2023）年で約1億2千万人になると見込まれています。合計特殊出生率は下げ止まったものの、15歳から49歳までの女性人口の減少とともに出生数が減少、少子高齢化が一層進行し、超高齢社会となってきました。こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提とした今の社会システムに大きな影響を与えています。

人口減少は、労働力の減少や地域活力の低下、内需の縮小を招き、さらなる国内経済の空洞化を招きかねません。一方で、女性・高齢者といった潜在労働力が活用できれば、豊かな暮らし、持続的な成長の一助となることが考えられます。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会の様々な面での影響が懸念されます。さらに、平成37（2025）年には国民の4人に1人が高齢者となるものと予測され、医療・介護・福祉サービス需要の急激な増加が見込まれています。

増加する高齢者向け市場は、大きな拡大が見込まれており、介護市場をはじめ、元気な高齢者を対象とした旅行やカルチャー教室などの余暇活動、住宅のバリアフリー化などに大きな期待が持てる面もあります。さらに、高齢者の労働意欲（生涯現役の意識変化）に応じて、熟練した技術・知識の更なる高度化なども期待できます。

少子化は、1人の子どもに要する時間や費用、教育事情などが充実する側面もありますが、生産年齢人口比率は長期的には低下し、労働力不足や、経済の縮小を招きかねません。このような少子化を抑制していくため、待機児童の抑制など子育てと仕事を両立できる環境を整えていくことが求められています。

(2) 地方創生の取組と行政改革の進行

わが国の債務は年々増加しており、平成25（2013）年6月末時点で、国債や借入金、政府短期証券をあわせた「国の借金」の残高は1,000兆円を突破、国民1人あたり約792万円の借金を抱えている状況となっています。

国財政が厳しさを増すなか、平成12（2000）年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）の施行を契機に地方分権改革が進められ、国による、税財政制度の改革（三位一体改革）から、自治体財政も年々厳しさを増しています。一方で、地域の実情に応じた独自の基準や計画を定めることが可能となっており、各自治体の自主的・自立的な政策立案及び推進体制の構築が急務となっています。

平成 22 (2010) 年 6 月には、「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、こうした情勢を踏まえ新たな行政改革が求められています。また、平成 26 (2014) 年には、人口急減・超高齢化という、国が直面する課題に対し政府一体となって取り組み、各自治体がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。国では、平成 52 (2060) 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望を表した「人口長期ビジョン」を示すとともに、平成 27～31 (2015～2019) 年度 (5 か年) の政策目標・施策を定めた国の総合戦略を策定、これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、東京一極集中を是正するため、地方自治体自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなっています。

(3) 安全・安心意識の高まり

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、わが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな衝撃をあたえました。また、台風などによる局地的な集中豪雨によっても被災地域に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫などの発生を契機として、防災意識は急速に高まっています。平成 24 (2012) 年、平成 25 (2013) 年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定も見直しが行われており、東日本大震災の教訓を踏まえて、国土強靱化 (ナショナル・レジリエンス) を推進していくことが求められています。また、福島第 1 原子力発電所の事故により、原子力発電所の安全対策の見直しが進められ、特に施設から半径 30 km 圏 (緊急時防護措置準備区域) における、これまで以上の原発安全対策が求められています。

高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺、インターネット犯罪、食品偽装や薬物混入など「食」の安全をゆるがす事件なども発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。さらに、新たな感染症等の流行や武力攻撃等の国民保護事案の発生が懸念されるなど、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

(4) 価値観・ライフスタイルの多様化

経済効率の重視や個人的な豊かさを追求したり、地球環境、持続可能性といった社会全体を考えるなど、多様な価値観が混在するようになっていきます。また、経済情勢を背景とした非正規雇用の増大など雇用形態の多様化による経済格差の拡大、未婚化・晩婚化、少子高齢化にともなう家族形態の変化などに起因し、個人のライフスタイルは大きく変容し、多様化してきています。そうしたなか、近年ではスローライフ、ロハスと呼ばれるものも注目され、癒し、健康、余暇など、心身の健康づくりを重視する傾向が強くなっています。また、経済的な豊かさを示す GDP などの上昇が、必ずしも心の豊かさ (幸福感) の上昇につながらない、いわゆる「幸福のパラドックス」が注目され、「幸せとは何か」、「何が幸せか」といった度合いを具体化する考え方も研究されてきています。

平成 21 (2009) 年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正、平成 23 (2011) 年のスポーツ基本法の制定なども、こうした多様な暮らし

方、働き方を促すものとみられます。

男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重し共生することの重要性も高まっています。豊かな人間性を育む教育文化活動やスポーツ活動は、健康の保持や青少年の健全育成、地域の活力創出、いきがづくり、市民間交流の活発化など、個性や能力が最大限発揮されるまちづくり、地域づくりにおいても多様な効果が期待できます。

(5) 新たな広域交通基盤の整備

平成39(2027)年の開業を目指すリニア中央新幹線(名古屋駅開設)の計画がJR東海より公表されています。また、東海環状自動車道路の整備計画により、平成32(2020)年の神戸大野インター開通及び、アクセスする県道の整備計画がされています。このリニア中央新幹線の工事及び開通や東海環状自動車道及びアクセスする県道整備は、本市にもたらすインパクトは大きいものと考えられます。

(6) 地域経済をとりまく環境の変化(グローバル化の進展)

わが国の経済情勢は平成20(2008)年のリーマンショックによって大きな打撃を受けましたが、近年は政府が進める、いわゆる「アベノミクス」と呼ばれる経済政策などの効果が顕在化しはじめ、個人消費を押し上げるなど、緩やかに回復の兆しを見せています。

一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に、BRICs諸国など新興国の台頭による国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、わが国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況となっています。

世界の主要先進国においては、総じて低い成長率にとどまっていますが、新興国は海外からの旺盛な資本流入や人口の堅調な増加などを背景にリーマンショック後の世界経済の回復をけん引している状況となっています。今後は、新興国市場での事業展開を通じて、その成長の果実を国内に還元していく重要性は一層高まると考えられます。

労働環境では、正規雇用、非正規雇用や外国人労働者により雇用形態が多様化し、賃金格差が拡大し社会問題となっています。また、団塊の世代の退職により労働力人口が減少する中、65歳までの雇用の延長や有期労働者の無期雇用への義務付け、女性が光り輝き活躍できる社会を創るよう求められています。

(7) 環境・エネルギー問題の進行

化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は近年も増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じているなど、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。平成22(2010)年には生物多様性への国際的な取り組みを進めるために、「名古屋議定書」や「愛知目標」が採択されました。こうした環境との共生を進める取り組みは、重要な課題となっています。

平成23(2011)年3月11日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故により、原子力の安全性に係る信頼は損なわれ、また、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給に混乱が生じ、国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになりました。

このため、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギーの開発・普及の推進が重要となっています。一方、アジアを中心とした地域では、急激なエネルギー需要の伸びや中東情勢の不安定化から、化石燃料を補完する有力なエネルギー源として、原子力利用の拡大化の動きも見られます。北米からのシェールガス革命は、天然ガスを始め、国際的なエネルギー価格にインパクトを与え、地域のエネルギー価格差を生じさせており、世界各国の産業構造に大きな影響を与える可能性もでてきています。

自然エネルギーの利用については、住宅や事業所での太陽光発電設備の設置、民間事業者等による大規模太陽光発電・風力発電・地熱発電事業への算入、木質バイオマス等の利用拡大など取り組みが広がりつつあります。

（８）市民参画・協働意識の高まり

ボランティア意識の高まりとともに、住民活動が活発化しており、行政への住民参画や住民と行政の協働の重要性が高まっています。市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働で良い社会サービスの提供を図る「新たな公共」の考え方も広まっており、民間活力の一層の活用が求められています。

そうした中で、地方分権の進展により自治体裁量が拡大され、自らの判断と責任の下に、地域の実情に沿った行政運営が求められています。このように自己決定と自己責任による行政を進めるためには、情報共有による広範にわたる市民参画・協働によるまちづくりは不可欠となっています。まず、個人でできることはまず自らで行い、個人ではできないことは家庭や隣近所、地域で行い、それでもできないことは行政が行う、という自助・互助・共助・公助による「補完性の原則」が再認識されています。また、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において、家族や地域の絆を再生・活性化する取り組みも盛んになってきています。特に、平成23（2011）年に発生した東日本大震災により、人や地域の絆に対する重要性がさらに高まってきており、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

（９）行政課題の広域化・多様化

地方公共団体の財政事情は、依然、厳しい状況のなか、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。これらを踏まえ、国ではインフラ長寿命化基本計画を平成25（2013）年11月に策定。国、地方公共団体が一丸となってインフラの維持管理を推進することとしています。また、広域利用を前提とした施設については、自治体単独で全て整備するのではなく、近隣都市と連携し協力して維持していくといった視点も必要となってきました。

これまで右肩上がりに、拡大の一途となっていた市街地についても、都市の中心部に様々な施設を効率的に集中させ、歩いて暮らせる集約型まちづくりであるコンパクトシティの概念に基づく、持続可能なまちづくりも求められるようになってきています。

こうしたことから、今後とも、全般的には財源不足が見込まれ、市民サービスについても、

これまでどおりの質・量を確保することは困難になることも予想されます。

2 瑞穂市の特性と課題

(1) 瑞穂市の特性（強み）

- 全国でも数少ない人口増加都市であり、生産年齢人口等の比率が高い。
- 朝日大学の立地と、地域の活力となる若者の交流がある。
- 市街地に豊かな自然環境となる水辺空間や田園風景を有し、良好な住宅地としての開発余地がある。
- 名古屋市や岐阜市等へ交通アクセス性に優れ、豊かな住環境により「住みやすいまち」との評価がある。
- 住宅地には、緑豊かで空間的なゆとりもあり、地域ぐるみの子育て環境が整っている。
- 瑞穂総合クラブ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団から瑞穂大学といった、子どもから高齢者までの学びの環境（生涯学習）が充実している。
- 中山道美江寺宿跡、皇女和宮御降嫁の呂久の渡し跡、伊久良河宮跡など、地域の誇りとなる歴史・文化的な資源がある。
- 幼保小の連携の確立と特色ある学校教育など教育水準が高い。
- 農業ゾーン（土地利用）が確立されており、全国的に有名な「富有柿」の発祥の地である。

(2) 瑞穂市の課題（弱み）

- 転入人口の増加による新たなコミュニティの形成や既存コミュニティとの交流が薄れている。
- 全市的には人口増加基調だが、地区別にみると、人口の減少や高齢化が進む地域があり、地域の活力に差が生じている。
- 汚水処理対策（下水道等）が遅れている。
- 待機児童対策、放課後児童クラブなど、子どもの預かりニーズが増大している。
- 地域の見守り、支え合いの必要性に反し地域のつながりが希薄化している。
- 高齢者の労働意欲、熟練した技術・知識や経験を活かすことができる場や、世代間交流の機会が不足している。
- まちの活力を牽引する大きな工場や商業施設などの事業所が少ない。

3 市民意向

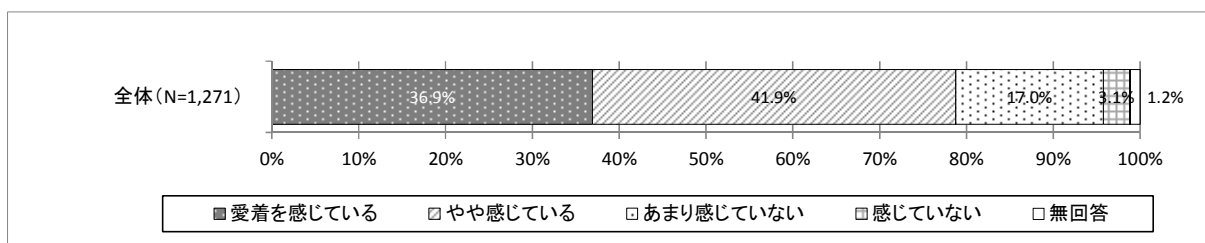
(1) 市民アンケート

平成26(2014)年度に実施した、第2次総合計画の策定にあたってのアンケート形式の調査（18歳以上市民3,300人無作為抽出）結果から、本市のまちづくりに関する意向を概略整理します。

①市への愛着度について

市への愛着については、「愛着を感じている」が36.9%、「やや感じている」が41.9%で、あわせて『愛着を感じている』（以下同様）が78.8%。一方で、『感じていない』（「あまり感じていない」＋「感じていない」、以下同様）は20.1%。

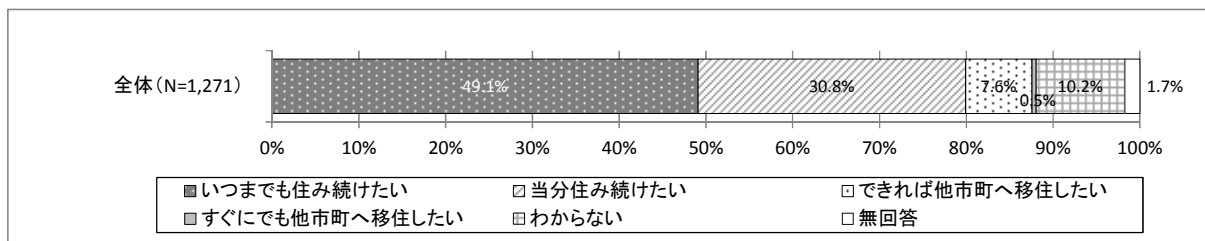
■あなたは、瑞穂市に愛着をどの程度感じていますか



②市への定住意向について

市への定住意向については、「いつまでも住みたい」が49.1%と最も多く、次いで「当分住みたい」が30.8%となっており、両方をあわせて『住みたい』（以下同様）が79.9%となっている。一方、「できれば他市町へ移住したい」は7.6%、「すぐにも他市町へ移住したい」は0.5%と、両方をあわせて『住みたくない』（以下同様）は8.1%となっている。

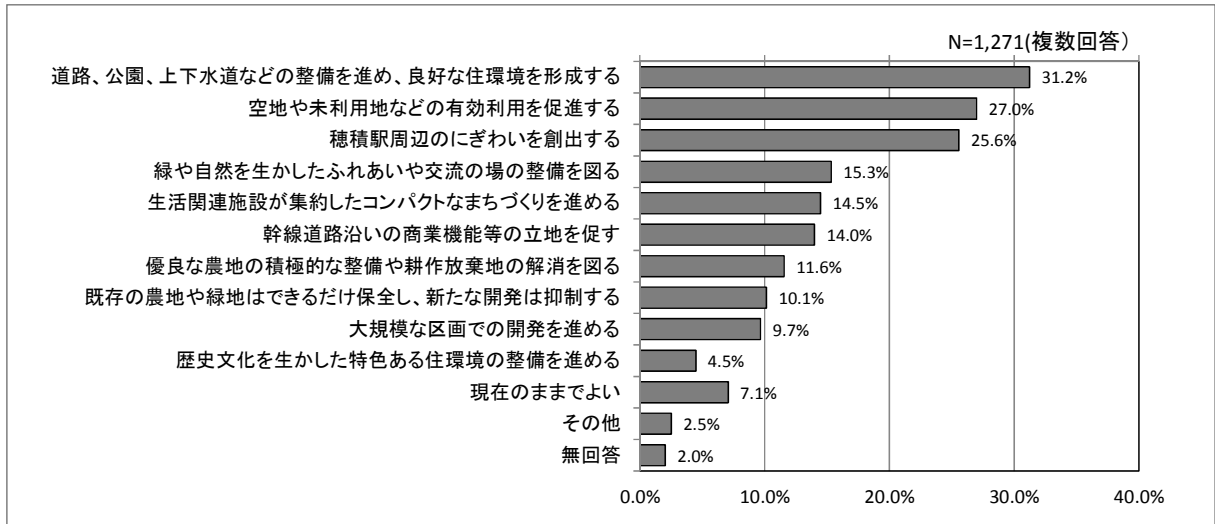
■あなたは、これからもずっと瑞穂市に住みたいと思いますか



③市の活性化に必要な土地利用について

今後、市の活性化に必要な土地利用としては、「道路、公園、上下水道などの整備を進め、良好な住環境を形成する」が31.2%と最も多く、次いで「空地や未利用地などの有効利用を促進する」が27.0%、「穂積駅周辺のにぎわいを創出する」が25.6%となっている。一方、「現在のままでよい」は7.1%となっている。

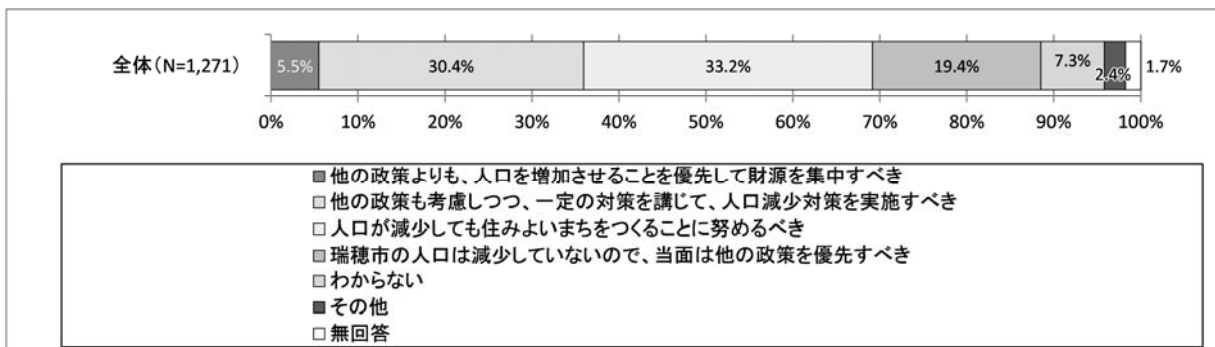
■今後、市の活性化に必要と考える土地利用は何だと思いますか



④人口政策の考え方について

市の人口政策について、「人口が減少しても住みよいまちをつくることに努めるべき」が33.2%と最も多く、次いで「他の政策も考慮しつつ、一定の対策を講じて、人口減少対策を実施すべき」が30.4%、「瑞穂市の人口は減少していないので、当面は他の政策を優先すべき」が19.4%となっている。人口減少対策を実施しなくてもよいと考える人は52.6%（33.2%+19.4%）と過半数を超える一方、なんらかの人口減少対策が必要だと考える人は35.9%（5.5%+30.4%）となっている。

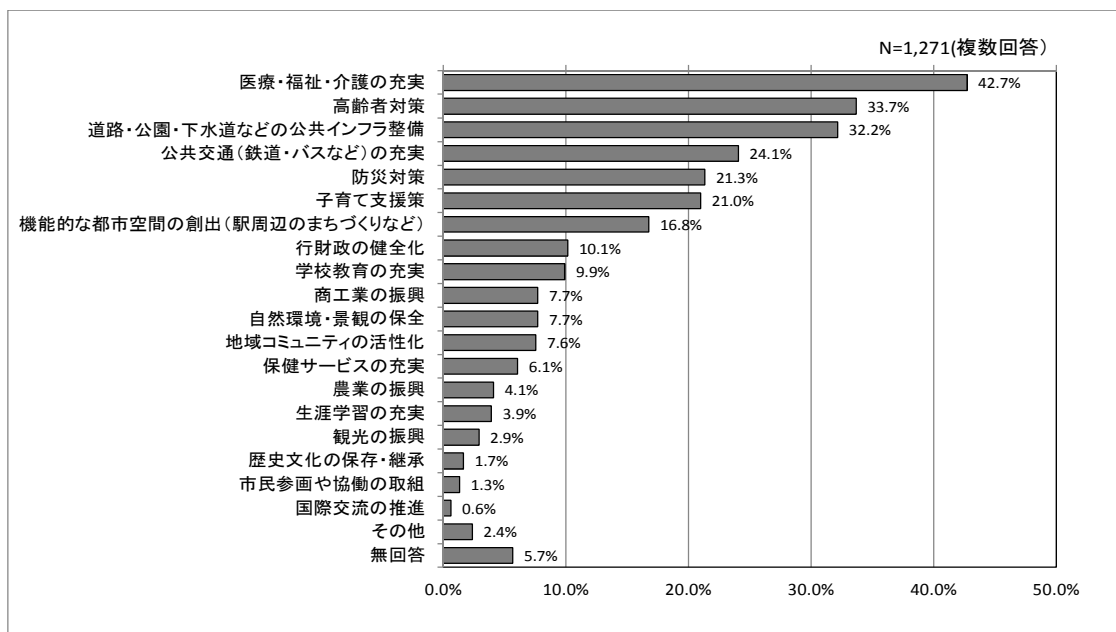
■瑞穂市では、現在も人口の増加傾向が続いていますが、日本全体の人口が減少するなかで、瑞穂市の人口政策について、次のうちどの考え方が重要だと思いますか



⑤今後１０年間のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事項

重点的に取り組むべき事項としては、「医療・福祉・介護の充実」「高齢者対策」「子育て支援策」などの福祉関連が上位を占めた。「医療・福祉・介護の充実」が４２．７％と最も多く、次いで「高齢者対策」が３３．７％、「道路・公園・下水道などの公共インフラ整備」が３２．２％、「公共交通（鉄道・バスなど）の充実」が２４．１％、「防災対策」が２１．３％、「子育て支援策」が２１．０％となっている。

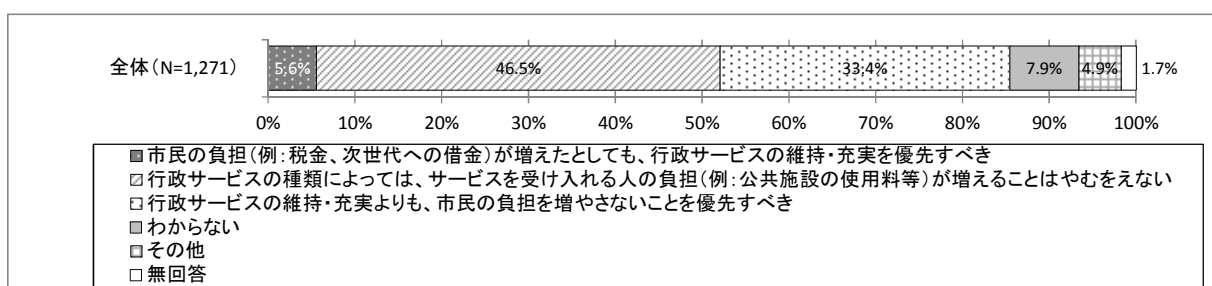
■瑞穂市の「今後１０年間のまちづくり」において特に重点的に取り組むべきだと思うものは何ですか



⑥行政サービスの水準と市民負担のあり方

行政サービスの水準と市民負担のあり方については、「行政サービスの種類によっては、サービスを受け入れる人の負担が増えることはやむをえない」が４６．５％と最も多く、次いで「行政サービスの維持・充実よりも、市民の負担を増やさないことを優先すべき」が３３．４％となっている。一方、「市民の負担が増えたとしても、行政サービスの維持・充実を優先すべき」は５．６％となっている。

■市の財政状況が厳しくなる中、これからの行政サービスの水準と市民負担のあり方についてどう思いますか



(2) 総合計画策定市民検討会議

第2次総合計画策定にあたり、市民の参画のもと、協働で素案策定の検討を進めていく観点から、瑞穂市総合計画策定市民検討会議を設置しました。市民検討会議は、各種団体や公募による市民28名を3つのグループに分け、各グループごとに課題の洗い出しや検討テーマの設定を行い、課題解決に向けた取り組みや、まちづくりに関するアイデアなどの検討を行っていただきました。

市民検討会議で話し合われた総合計画へのご意見・ご提案を以下のとおり整理します。

①市民検討会議概要と実施内容

時 期	開 催
平成27年2月	第1回全体会（市民検討会議発足、委員委嘱）
2月～	各グループ毎の検討会議（3回～5回開催）
3月	第2回全体会（各グループ検討状況中間報告）
4月	第3回全体会（各グループ検討結果のまとめ報告）

②まちづくり課題に関する意見の整理

■市民検討会議におけるまちづくり課題の認識

	第1グループ (安全・安心)	第2グループ (教育・文化)	第3グループ (福祉・コミュニティ)
まち の 課 題	・水害、地震などの災害対策 ・防災の専門性を高める組織づくり ・消防団分団再編成及び団員の確保 ・駅周辺の活性化(商業施設、賑わい創出) ・駅周辺の利用構想(道路、バス、待合などの利便性向上)	・環境美化 ・健康増進施設(堤防ウォーキングコースなど)の整備 ・平日、夜間の屋内スポーツ施設不足と利用率 ・スポーツ実施率の向上 ・就学区制度の周知と適正な運用 ・地域資源の整備、PR	・待機児童解消(保育士不足) ・生活困窮者への対応(貧困世帯支援、自殺問題、相談支援) ・NPOの支援体制 ・行政需要に対応した職員配置、行政組織の見直し ・まちづくり専門部署の設置 ・地域の人たちのコミュニケーション機会の創出 ・自治組織や地域行事のあり方

第3章 まちづくりの課題

本市の特性、課題、市民意向の把握結果をふまえ、今後の計画策定において意識すべき、まちづくり課題のポイントを以下に整理します。

◆安全・安心なまちづくり（治水・防災・防犯）への対応

市域には揖斐川や長良川をはじめ18本の一級河川が流れています。歴史的にも水害に悩まされてきた経緯から、治水対策は本市の重要課題として取り組んできました。昭和51（1976）年以降、大きな水害は発生していませんが、近年、気候変動が激化し、ゲリラ豪雨による冠水などが発生していることから、引き続き治水対策を進めていく必要があります。

また、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や内陸型地震などの大規模災害の発生に対し、被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが自ら守る自助、近隣で互いに助け合う共助、そして行政が行う公助、これらが連携し、対策を実行していくことが重要となります。市民や地域コミュニティが行う自助・共助を推進していく上では、市民の防災意識を向上させ、日頃から災害に対して備え、災害発生時に的確に行動できるようにすることが重要です。

市民の生命、身体、財産を守るため、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すとともに、自治会・団体等と連携した災害時の体制づくり、市民の防災意識を向上させていく必要があります。

地域で安全に生活して行くうえで、災害対策のみならず、犯罪や交通安全に対する備えも重要となります。そのため、防犯、交通安全に対する市民意識を向上し、自治会など地域と連携した活動を促進し、身近な地域における犯罪や交通事故などを軽減させ、安心・安全な地域社会を構築していくことが必要です。

◆住み続けられるまちづくりへの対応

本市は、ＪＲ東海道本線と国道21号線が市内を横断し、交通の要衝地として発展してきました。また、岐阜市、名古屋市の「ベッドタウン」として、現在も人口増加が続いています。

市の玄関口となるＪＲ穂積駅の乗車人数は平成26（2014）年度で8,693人となっていますが、通勤・通学者が大半であり、穂積駅周辺地区は、ほとんどの人が駅と自宅とを往復する通過点でしかない状況となっています。駅周辺の商業地は寂れて魅力に乏しく、いわゆるシャッター通りになりつつあり、賑わいが感じられない状況です。

このため、よりシンボル性・機能性の高い環境の実現に向け、公共交通の利便性の向上等のほか、市民、駅利用者の意向や福祉・観光施策との連携に留意しつつ、穂積駅周辺地区における交流の場づくりを進めることが必要です。

今後、インフラや公共施設の老朽化が進み、人口は減少していきます。市街地内に居住人

口が拡散した状態、すなわち市街地の人口密度が希薄になると、現施設の更新等を機に、人口減少に応じたインフラや公共施設の集約化（統廃合）を行うことが困難となり、非効率な地域経営を強いられることにもつながります。さらに厳しい財政事情の下で、更新のための投資が分散・過小化し、市民の利便性も低下します。

このため、地域に住み続けられる環境を整え、居住継続意向を実現していくための取り組みや、地方に（瑞穂市に）移住したいと考える人の希望を実現できるような取り組みが求められます。

◆高齢化への対応

本市の人口は、平成15（2003）年合併時の5月末日で47,550人だったものが、合併後13年目となる平成27（2015）年5月末日には53,433人と、5,883人の増加があり、岐阜県下で最も人口が増え続けています。一方、年齢構成でみると、年少（0～14歳）人口と生産年齢（15～64歳）人口が減少し、老年（65歳以上）人口が増えています。

国では、平成27（2015）年の75歳以上人口の割合は13.0%と見込まれていますが、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には18.1%となり、およそ5.5人に1人が75歳以上という状況になります。

さらには、世帯構成の変化も見込まれています。今後、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯や65歳以上の単独世帯が増加し、平成37（2025）年には全世帯数に占める割合が4分の1を超えるものと見込まれます。こうした中で、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、医療、介護、生活支援などの日常生活を支えるサービス基盤を確保するとともに、多様な主体による地域の支え合いの取り組みを促進することが求められています。

「自身や家族が介護を必要とする時に受けたい介護の希望」を調査したアンケートによれば、自宅での介護を希望する人は70%を超えています。一方、こうした希望を実現するためには、地域において、介護・福祉サービス等が適切に確保される必要があり、高齢者の状態に応じた、バリアフリー化された住宅の整備や、自宅での介護が困難となった場合の施設の確保といった観点も含め、地域において高齢者の生活を支援する体制を整備していく必要があります。

◆人口減少への対応

我が国の人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、これから本格的な人口減少社会に突入し、このまま推移すると2100年には5,000万人を切ることが予測されています。さらには、地域間の人口移動が将来も収束しないと仮定すると、若年女性（20～39歳の女性）人口が、平成22（2010）年から平成32（2040）年までの間に5割以上減少する自治体は896（全体の49.8%）に達し、そのうち人口1万人未満は523（全体の29.1%）にのぼるとされています。若年女性が急激に減少するような自治体では、出生率が上がっても将来的には消滅する恐れがあるとされ、若年女性人口が減少することが将来にわたる人口減少の原因となり、本市においても、30年間で2,4

21人（10.8％）の減少が推計されています。

人口減少は地域経済の縮小を招き、地域経済の縮小が、さらなる人口減少を加速させる「縮小スパイラル」に陥る危険性があります。この脱却のため、好循環の流れを創り出し、本市が自立し、持続する可能性を有する、魅力あるまちを目指すことが求められます。

人口減少に歯止めをかけるためには長期間を要することから、各種の対策が、出生率の向上などに結びつき、施策実施の効果が上がるまでには一定の時間が必要です。しかし、少子化対策は早ければ早いほど効果はあがる面もあり、そのためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現していく必要があります。

◆地域コミュニティの強化

自治会や生涯学習振興組織などを中心にして、地域コミュニティの形成を促す取り組みが進められていますが、平成27（2015）年8月時点の自治会加入世帯は14,291世帯で、住民基本台帳による世帯数（19,978世帯）による加入率は71.5％となっています。

高齢化や核家族化で、地域へのつながりが薄まりつつある中でも、人々の地域への思いは依然として強く、地域の支えは子育てにとっても重要とされています。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを考えるうえで、地域コミュニティのつながりをさらに強めていくことが必要となります。また、市民が「自ら地域の問題を確認」し、「自律的に」対応することにより、「地域の魅力」を高めていくことも必要です。

◆持続する行財政運営への対応

生産年齢（15～64歳）人口の減少による地方税収入の減少、高齢者の増加による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化に伴う維持更新費用といった厳しい財政状況が強いられる中で、限られた財源を、市民にとって必要な施策・事業に集中させ、持続可能な財政運営が求められます。また、行政改革を継続的に推進するとともに、機能集約や広域連携を視野に入れた行政体制の構築が必要となっています。

国全体としての人口減少は確実に進行するなかで、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどのように維持していくか、道路や橋梁、公共施設といったインフラをどう補修していくのか、地域の産業や雇用をどう開発していくのか、こうした多岐に渡る課題の解決にあたって、長期的な視点で取り組んでいく必要があります。

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像

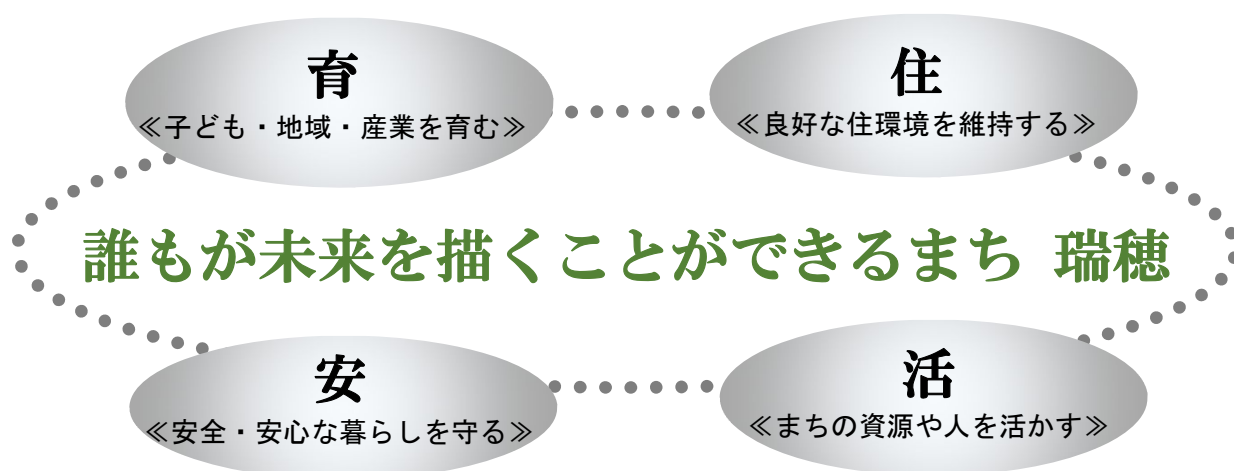
私たちのまちは、県都である岐阜市と県内2位の人口擁する大垣市の間に位置し、国道、鉄道駅など交通の要衝として、利便性の高い住環境を備えており、市内には18本の一級河川が流れ、緑豊かな自然環境と古くからの歴史や文化資源を有する住みやすいまちとして発展してきました。平成15年、旧穂積町と旧巣南町の合併により「瑞穂市」が誕生し、その後策定された「瑞穂市第1次総合計画」では、「市民参加・協働のまちづくり ～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～」を将来像に掲げ、目指すまちづくりの実現に向けた6つ方針に基づきまちづくりを進めてきました。

第1次総合計画の策定から10年が経過するなか、まちを取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少・少子高齢化、社会経済のグローバル化、東日本大震災を契機とした防災やエネルギー問題への意識の高まり、ライフスタイルや価値観の変化による市民ニーズの多様化など、かつて経験したことのない時代を迎え、人々は漠然とした不安を抱えており、こうした傾向の広がり、将来の市政全般にとって大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このような状況において、市民一人ひとりがこのまちで「生まれ」・「育ち」・「暮らし」、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくためには、自分たちのまちとして「瑞穂を愛し」・「瑞穂を誇りに思い」・「瑞穂を育てる」風土を一層高めていくことが重要になります。

明るい未来を描くことができる環境とは、まちの「強み」を伸ばしながら、「選択と集中」により、これからの時代にあったまちの姿を創造し、未来への目標を市民と行政が共有しながら、着実にその歩みを進めていくことだと考えます。

ここに、瑞穂市が目指す将来像として「誰もが未来を描くことができるまち 瑞穂」を掲げ、子どもや若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境を維持する「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を活かす「活」の4つの基本視点にたった魅力あるまちづくりを進めていきます。



第2章 めざすまちづくりの方向性

1 基本指標

基本構想の目標年度である平成37年度（2025年度）に向けて、各指標を次のように設定します。

（1）目標人口

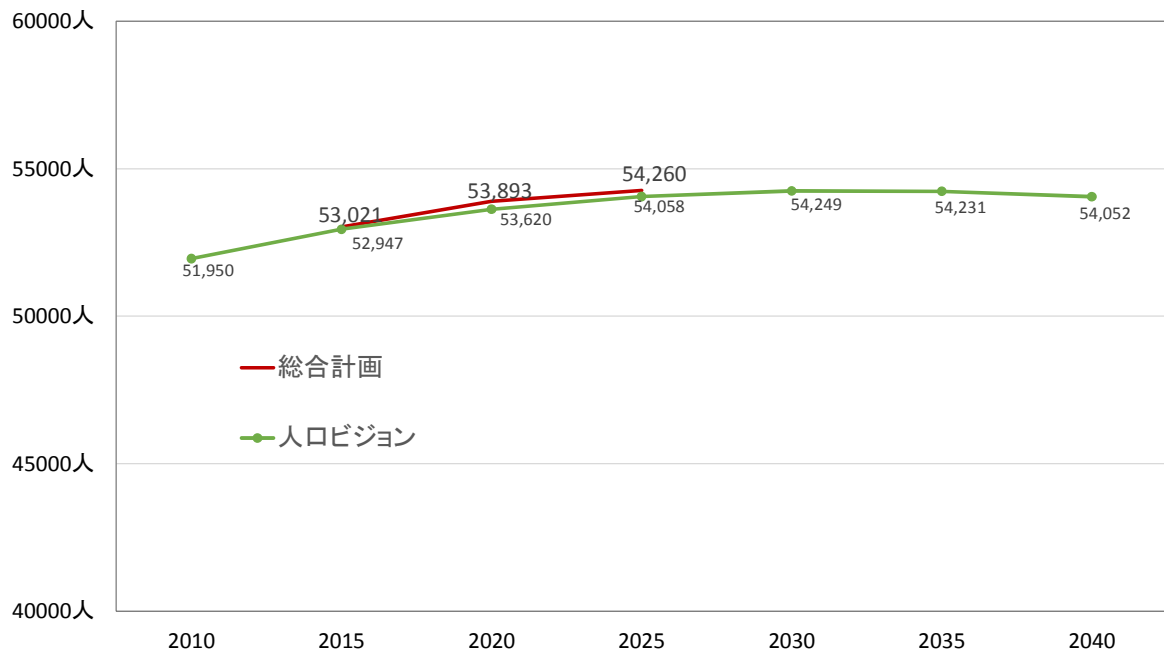
①将来推計

将来の人口の見込みについては、住民基本台帳による人口を基礎に、コーホート要因法を用い、これまでの人口増傾向を維持するよう、出生率の低下をおさえ、一定の社会増人口を確保したものとして算出しました。

■将来人口推計（市独自）

平成 (西暦)	26年 2014	27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018	31年 2019	32年 2020	33年 2021	34年 2022	35年 2023	36年 2024	37年 2025
人口	52,822	53,021	53,221	53,420	53,620	53,819	53,893	53,966	54,040	54,113	54,187	54,260

なお、平成52（2040）年、約54,000人と見込まれる長期の目標人口を定めた人口ビジョンの推計値についても、総合計画の計画期間では人口が上昇する期間にあたっています。



②目標人口

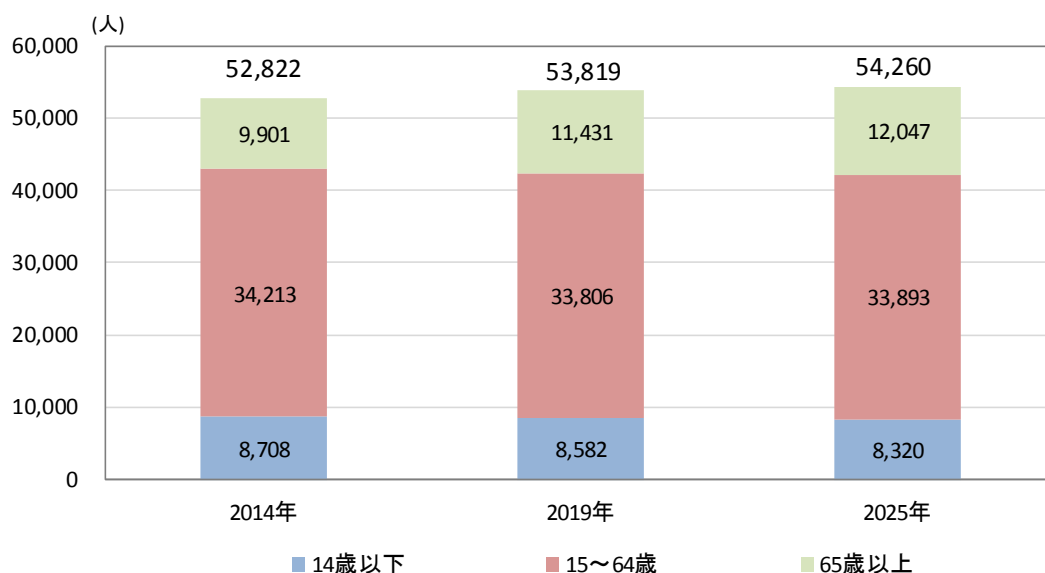
本計画の目標人口としては、推計による値を上回るよう、一層のまちづくりの充実を目指すものとして、平成37（2025）年で55,000人とします。

平成37（2025）年 55,000人

（2）年齢別人口

将来推計人口を基にして、年齢3区分別人口をみると、平成37年（2025年）の14歳以下人口は8,320人、15～64歳人口は33,893人、65歳以上人口は12,047人となり、更なる少子高齢化の進行が予想されます。

■年齢3区分別人口の推計



（3）財政の将来見込み

今後見込まれる普通建設事業等の実施をふまえた、計画前期期間に相当する歳入歳出額見込みは下表のとおりとなります。

■歳入歳出額の見込み

(6月補正後)

単位：百万円

	H 2 6 2014	H 2 7 2015	H 2 8 2016	H 2 9 2017	H 3 0 2018	H 3 1 2019	H 3 2 2020
	決算額	予算現計 (繰越等含む)	決算見込	決算見込	決算見込	決算見込	決算見込
歳 入 合 計	16,522	17,988	16,320	16,246	16,009	16,000	16,000
歳 出 合 計	15,400	17,988	16,120	16,046	15,809	15,800	15,800
一人当たり歳入額(万円)	31.3	33.9	30.7	30.4	29.9	29.7	29.7
一人当たり歳出額(万円)	29.2	33.9	30.3	30.0	29.5	29.4	29.3

2 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

将来も持続する都市として必要な土地利用、都市機能の維持、確保を図り、適正な人口規模を維持していくため、次の通り、将来の都市構造のあり方を示します。

○一体的・効率的な市街地の形成

増加した人口の受け皿となる宅地利用や市の活力を牽引する産業系土地利用の誘導を図る。

○地区の交流を促す拠点の形成

J R 東海道線穂積駅周辺における都市機能の充実を図るとともに、多様な交流やコミュニティ活動を促進する施設等を位置づける。

○地広域・地域間のネットワークの充実

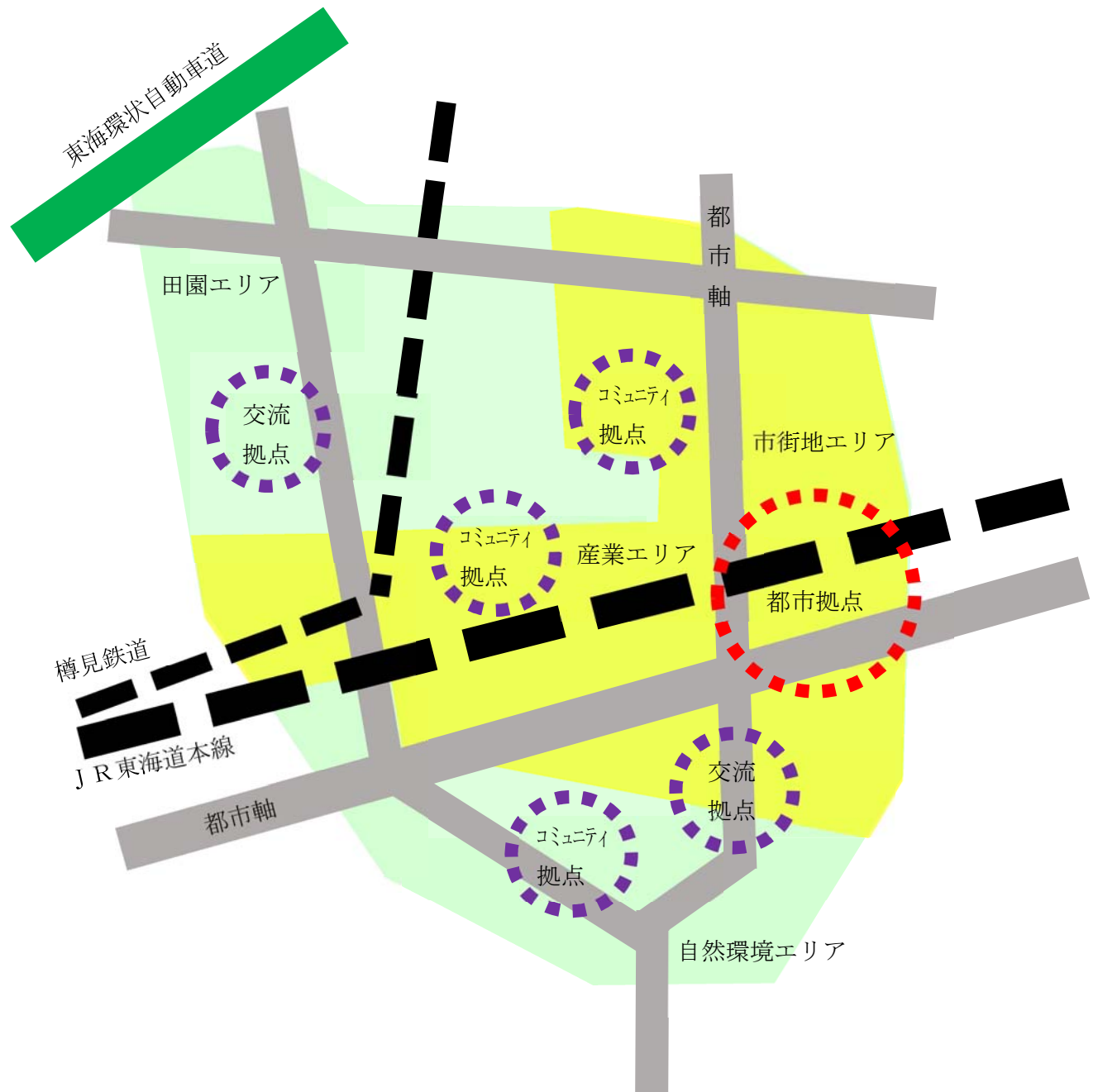
広域交通アクセス機能の維持や、鉄道駅や地区の生活拠点等を結ぶ公共交通網の充実等を図るための道路、交通施設等を位置づける。

(2) 将来都市構造の設定要素

基本的な考え方をふまえた、将来の瑞穂市の都市構造のあり方を下表に示す要素によって設定します。

設 定		内 容
エリア	市街地	・ 宅地利用、産業系利用（農地の集約化や企業誘致）等に資する新たな土地利用にかかる検討エリアを設ける。
	産業	・ 既存工業地の創業環境を維持する。
	田園	・ 優良な農地の保全を図りつつ、新たな土地活用にあたっての検討エリアを設ける。
	自然環境	・ 河川沿いの自然環境の保全やうまい水辺の景観を維持する。
拠点	都市	・ 穂積駅周辺、公共施設を含む一体の都市機能集積を図る。
	交流・コミュニティ	・ 地域のコミュニティ施設等を核とし、身近な生活圏域を形成する。
軸	都市	・ 岐阜市、大垣市などの隣接都市や地域内を接続する主要な幹線道路を位置づける。 ・ 広域的な交通ネットワークとして、J R 東海道本線、樽見鉄道を位置づける。
	地域	・ 市内の各拠点等のネットワークを補完する、幹線道路や公共交通網を位置づける。

■将来都市構造概念図

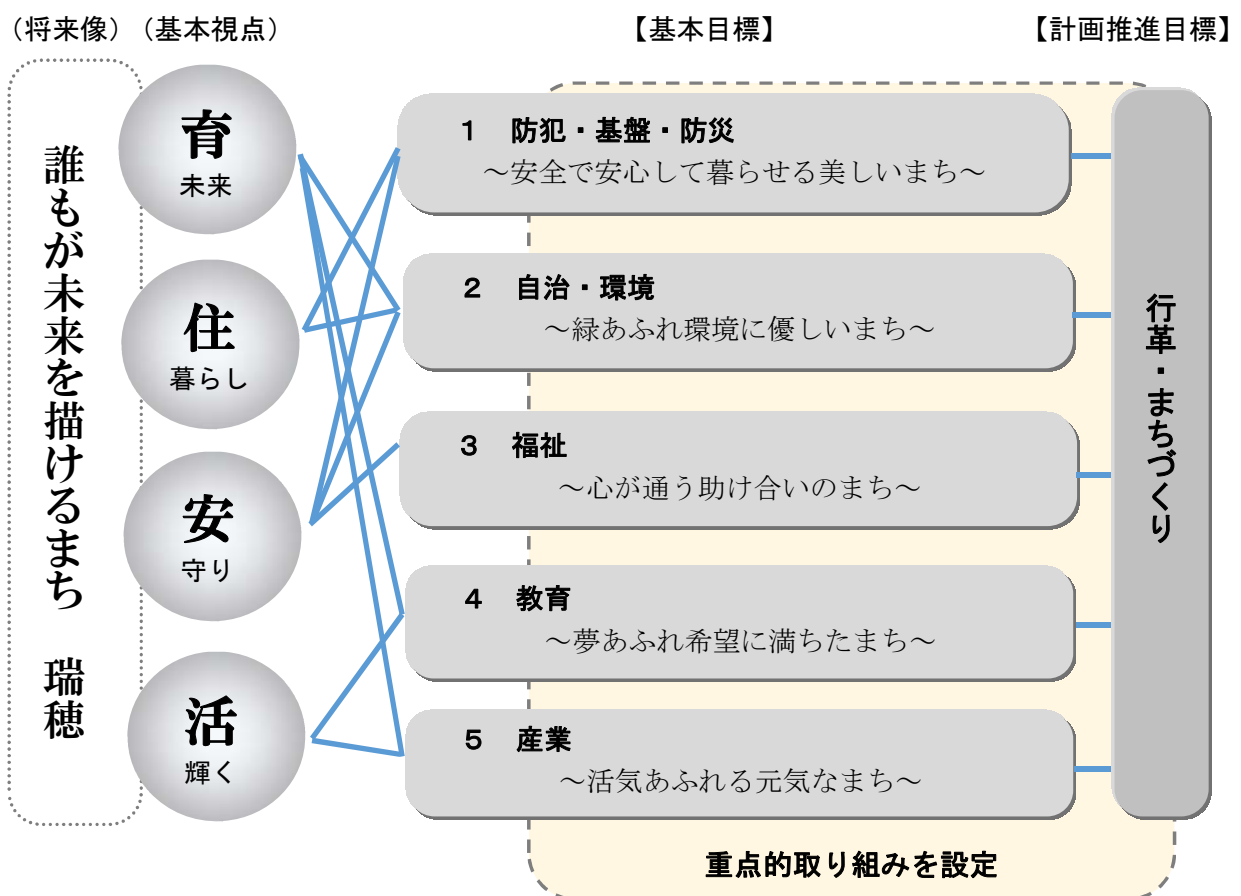


第3章 まちづくりの目標

まちの将来像の実現（未来を描いていける）に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、下図の体系のとおり、分野ごとのまちづくり方針となる基本目標と、各基本目標の実現のために必要な事項を計画推進目標を設定します。

また、基本目標に定める分野ごとの取り組みごとに、まちづくり課題の解決に資する、より先導的な施策内容を抽出し、「重点的取り組み」として設定します。

■基本目標等の設定概念図



基本目標 1 防犯・基盤・防災

～安全で安心して暮らせる美しいまち～

○激しさを増す自然災害への備えや、日常生活を脅かす事故や犯罪などの防止に努めます。

○人々の交流があり、日常生活における利便性の高い生活環境を整えます。

（施策の方向）

- ①治水・防災対策【重】
- ②交通安全・防犯
- ③魅力ある市街地づくり【重】
- ④交流を支える交通基盤の整備【重】
- ⑤上下水道の整備

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
治水・防災対策	総合治水対策更新、空家等対策
魅力ある市街地づくり	J R穂積駅周辺整備、土地区画整理の実施
交流を支える交通基盤の整備	高規格道路整備、国・県道の整備

基本目標 2 自治・環境

～緑あふれ環境に優しいまち～

○まち（市街地）と緑のバランスを保ち、うるおいある豊かな生活環境を整えます。

○地域の美化や安全・安心の確保について、地域の住民相互の支え合いで築くよう、促します。

（施策の方向）

- ①住みよい環境づくり【重】
- ②自然豊かな環境づくり
- ③誰もが助けあう地域コミュニティ

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
住みよい環境づくり	意識啓発、廃棄物適正処理

基本目標 3 福祉

～心が通う助け合いのまち～

○年代や障がいの有無にとらわれることなく、すべての市民が、地域の支えあいやふれあいなどを通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会環境を整えます。

（施策の方向）

- ①支えあいの社会づくり【重】
- ②健やかに暮らせるまちづくり

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
支えあいの社会づくり	地域ぐるみの福祉の推進

基本目標 4 教育

～夢あふれ希望に満ちたまち～

○瑞穂市で子どもが生まれ、健全に育ち、「瑞穂人」となって住み続けるようにします。

○地域固有の資源や文化の価値や魅力を再認識し、市民相互の共有により、まちや地域への誇りや愛着を高めていきます。

（施策の方向）

- ①未来を担う人づくり【重】
- ②魅力ある生涯学習
- ③文化の息づくまちづくり【重】
- ④輝く人づくり

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
未来を担う人づくり	待機児童対策、ICT教育の推進
文化の息づくまちづくり	中山道歴史環境整備

基本目標 5 産業

～活気あふれる元気なまち～

○市の特産物の生産や多様な雇用を生み出す基幹産業の振興、活性化を促します。

○瑞穂市の潜在的な資源を見直し、活かし、発信します。

（施策の方向）

- ①農業振興【重】
- ②商工業活性化【重】
- ③雇用・就業支援
- ④観光・交流の推進【重】

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
農業振興	農家・営農組織活性化
商工業活性化	駅前商店街活性化
観光・交流の推進	観光資源PR、観光まち歩きルート整備

計画推進目標 行革・まちづくり

○中～長期を見据えた財政条件の明確化とともに、行政改革の継続的な推進、公共施設等の適正な維持管理や再編も視野に入れた、行政経営の視点に立った健全な行財政運営を進めます。

○瑞穂市のまちづくりを進めていくため、多様な主体が支え合い、共に考え、行動するようにしていきます。

（施策の方向）

- ①健全な行財政運営【重】
- ②協働のまちづくり【重】
- ③情報化の推進

【重点的取り組み】

施策の方向	（事業）
健全な行財政運営	行政改革・事務改善事業
協働のまちづくり	コミュニティ活動支援、新たな市民参加システムの確立

第4章 基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

(1) P D C Aサイクルに基づく進行管理

進行管理・評価は、以下の通りP D C Aサイクルを総合計画に基づいて実施される施策・事業について実行することで行います。

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価(C h e c k)と施策・事業の見直し(A c t i o n)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。

(2) 地方創生に基づく取り組みの推進

本市への人口定着及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、国の地方創生の取り組みに歩調をあわせ、先行事業となる活性化の取り組みについて市をあげて、重点的な取り組みとして推進していくことが重要です。

(3) 協働と自主自立によるまちづくりの浸透と実践

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みことが重要です。

(4) 行政経営の観点からの信頼される市政運営の推進

行政経営に、民間の企業経営では当たり前となっている、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に使用し、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れることにより、市民から信頼される市政運営が図られます。

そのため、行政運営の手法についても、民間企業の経営手法を参考とし、独自の行政経営手法を確立する必要があります。